二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
葛之尾川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線、標柱十五号と十六号を平成二十年国土交通省告示第千二百七十号で指定した第二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十六号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を昭和三十年建設省告示第二百九十号で指定した柏川の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県下益城郡美里町柏川
字葛野　五〇一番一　一号及び二号
五〇三番　三号から八号まで
五〇七番　九号から十四号まで
五二六番六地先道路敷　十五号
字南　五九〇番二　十六号
六二〇番一　十七号
六二八番二　十八号及び十九号
六二三番四　二十号
六八五番六　二十一号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
繋平川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十二年建設省告示第七百八十号で指定した津留川の土地の区域を除く。）
熊本県下益城郡美里町早楠
字繋平　九〇番四　一号
九八番一　二号
一〇〇番一　三号及び四号
一三五番　五号
二〇一番二　六号及び七号
二〇三番　八号
二〇九番　九号
二一〇番一　十号
二一三番一　十一号
二一三番一地先道路敷　十二号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
金山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十二年建設省告示第七百八十号で指定した津留川の土地の区域及び昭和四十三年建設省告示第二千七百十一号で指定した第七十三号に掲げる土地の区域を除く。）
熊本県下益城郡美里町早楠
字山口　二七一番六　一号
一六五番一　二号
二六三番三　三号
一八四番　四号及び五号
一八五番二　六号
一七八番二　七号
一七〇番一　八号
二七〇番一　九号から十一号まで
二七〇番二　十二号
二八二番　十三号
二八四番　十四号
字本村　八七四番　十五号
八七六番　十六号
八八〇番八　十七号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田の平川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百六十二号で指定した田の平川の土地の区域を除く。）
熊本県下益城郡美里町早楠
字田ノ平　一二五〇番一　一号及び二号
一二五二番一　三号及び四号
字大野　六六七番一　五号
字弁天　一三二二番一　六号
一三二六番一　七号及び八号
一三三一番一　九号
一三三三番一　十号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
幕川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第二千六百八十五号で指定した幕川の土地の区域を除く。）
熊本県下益城郡美里町
境字小子野　八一二番一　一号から五号まで
坂貫字小屋迫　一五七一番一　六号から十号まで
一五七〇番一　十一号

○海上保安庁告示第百六十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。
平成二十二年六月二十九日
海上保安庁長官　鈴木　久泰
一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　神奈川県川崎市幸区大宮町一三一〇番
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯三三度東経一四〇度、北緯二八度東経一四二度、北緯二八度東経一四〇度、北緯三三度東経一三八度の各点で囲まれる海域（陸域を除く）
(ロ)　北緯二九度東経一二九度、北緯二六度三〇分東経一二七度三〇分、北緯二六度三〇分東経一二六度、北緯二九度東経一二七度三〇分の各点で囲まれる海域（陸域除く）
ロ　期間　平成二十二年六月二十六日から平成二十二年十月二十六日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　三管区水路通報第二十三号（平成二十二年六月十八日発行）、十管区水路通報第二十三号（平成二十二年六月十八日発行）

○関東地方整備局告示第二百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年六月二十九日
関東地方整備局長　菊川　滋
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
町田市鶴間三丁目三番一地内	前	四二・〇七～四九・〇三　メートル
町田市鶴間一丁目一八番三五から同市鶴間一丁目一八番一三まで	後	四二・〇七～四九・〇三　メートル
	前	六九・八九～七八・六三　キロメートル
	後	六九・八九～九〇・三四　キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年六月二十九日
関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	町田市鶴間三丁目三番一地先から同市鶴間一丁目一八番一二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月二十九日